

川口市住宅改修資金助成金交付要領

(令和5年3月23日 決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、川口市住宅改修資金助成金交付要綱（以下、「要綱」という。）第20条に基づき、事務の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、要綱で使用する例による。

2 この制度について、広報かわぐち、市ホームページ等により市民等に向け周知する際は、「川口市住宅リフォーム補助金」の名称を用いるものとする。

(補助対象工事)

第3条 要綱第4条第1項に規定されている補助の対象となる工事については、別表によるものとする。

(交付申請の受付期間)

第4条 令和5年度の交付申請の受付期間については、第1回の受付期間を令和5年4月14日から8月3日又は第1回の予算額に達するまでとし、第2回の受付期間を令和5年8月4日から令和6年1月31日又は第2回の予算額に達するまでとする。

2 前項のうち、川口市の休日を定める条例第1条第1項における市の休日（以下「市の休日」という。）は除くものとする。

3 受付期間終了後も予算額に達していない場合、住宅政策課長が受付期間を延長できるものとする。

(交付申請書類関係)

第5条 要綱第8条に規定する書類が完備されていないことが明白な場合には、受付をしないものとする。

2 提出する書類については、要綱別表1に掲げる内容を満たさなければならないものとする。

(標準処理期間)

第6条 要綱第9条の交付申請に基づく交付の決定は、申請のあった日から7日以内（ただし、市の休日を除く。）とする。

(工事完了報告の期間)

第7条 令和5年度の申請の工事完了報告の期間については、第1回の受付分を工事完了後から令和5年8月31日までとし、第2回の受付分を工事完了後から令和6年2月29日までとする。

- 2 前項のうち、市の休日は除くものとする。
- 3 天候不順等で工事が遅れても、第1項の期間は延長できないものとする。

(完了報告書類関係)

第8条 要綱第11条に規定する書類が完備されていないことが明白な場合には、受付をしないものとする。

- 2 提出する書類については、要綱別表2に掲げる内容を満たさなければならないものとする。
- 3 工事金額又は工事内容に変更があった場合には、変更後の見積書及び契約書を提出するものとする。
- 4 銀行振り込み等で支払った場合は、領収書の代わりに振り込み明細書を提出することができるものとする。
- 5 クレジットカード払いにより領収書が発行できない場合には、市内施工業者が申請者あてに発行したクレジットカードで支払ったことを証明する書類を提出しなければならないものとする。

(アンケートの実施)

第9条 要綱第14条に規定されている請求の際に、併せてアンケートを実施することができるものとする。

(印章)

第10条 要綱別表2第1に掲げる工事証明書に押印する際は、朱肉を使用するものとする。なお、事業者の場合にあっては、社判を押印するものとする。

附 則

- 1 この要領の規定については、令和5年4月1日から当面の間、適用するものとする。

別表

番号	工事内容	備考	適否
1	母屋の新築、建替え	リフォームではないため	×
2	母屋の増築、改築(建替えに該当しないもの)、減築		○
3	店舗・事務所・賃貸住宅等のリフォーム	自己の居住用の住宅ではないため	×
4	外壁の改修(修繕、塗装、張替え)		○
5	屋根の改修(塗装、葺き替え、防水工事)		○
6	基礎・壁等の補強		○
7	居室の間取り変更		○
8	天井・壁のクロスの張替え		○
9	床の張替え(フローリング・畳の張替え)		○
10	台所・トイレ・浴室・洗面所の改修	レンジフードの交換も可	○
11	建具・開口部の交換、修繕、新設(ドア・襖・障子・窓・雨戸・シャッター等)		○
12	バリアフリー改修(手摺の設置、段差解消等)		○
13	断熱・防音工事(床・壁・窓・天井・屋根等)		○
14	ビルドインガレージの改修		○
15	塀・門等の工作物の改修	新設は対象外	○
16	物置・カーポート・離れ等の建築物の修繕、新設	修繕は対象 新設は母屋に固定されるもののみ対象	△
17	バルコニー・ベランダ・ウッドデッキ等の工作物の修繕、新設	修繕は対象 新設は母屋に固定されるもののみ対象	△
18	給湯器の交換、設置		○
19	防蟻・防腐処理		○
20	ハウスクリーニング、廃材処分	補助対象工事の施工に伴い発生する場合のみ対象	△
21	家具(ベッド、食器棚等)・家電製品(エアコン、アンテナ、照明器具等)・調理関連機器(ガスコンロ、食器洗い乾燥機等)・その他物品の購入、設置	造り付けの家具、天井や壁と一体化した照明器具本体や埋め込み式の空調機器の交換など専門的な工事を要するもの、システムキッチンに含まれるビルトインコンロや手元灯など不可分なもののみ対象	△
22	エアコン・アンテナ等の脱着	補助対象工事の施工に伴う脱着の場合のみ対象	△
23	インターネット回線の引き込み		×
24	防犯カメラ・防犯ライト・火災報知器の設置		×
25	樹木の剪定等の植栽工事	補助対象工事の施工に伴い発生する場合のみ対象	△
26	川口市が行っている他の補助制度の対象となるもの		×
27	この表に掲示のない工事	個別審査により決定	△